

2024年分 所得税の主な改正事項

税理士 山本 匡人

1. 定額減税

2024年で最も大きい変更点は、定額減税です。

2024年分の所得税・個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。

確定申告において定額減税を適用する場合には、確定申告書第一表「令和6年分特別額控除」欄に「人数」と「金額」を、また第二表「配偶者や親族に関する事項」の「その他」欄に「2」を記入します。

2. 住宅ローン控除の適用限度額

いわゆる「住宅ローン控除」の適用について、2024年居住分では前年と比べて借入限度額が引き下げられています(最高4,500万円)。

ただ、子育て世帯等に配慮して、「特例対象個人」に該当した場合、従前の借入限度額(最高5,000万円)とされています。具体的には借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を40㎡に緩和しています。

またリフォームにかかった費用にも所得税を控除する制度があります。

「特例対象個人」とは、

- ①年齢19歳未満の扶養親族を有する者
- ②年齢40歳未満で配偶者を有する者
- ③年齢40歳以上であり、年齢40歳未満の配偶者を有する者のいずれかにあてはまる方です。

この特例対象個人に該当し一定の場合には、確定申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」に一定の事項の記入が必要になります。

3. 紙申告書等への受付印押なつ廃止

紙の確定申告書を持参または郵送する場合に、控えを添えておけば、收受日付印を押なつて返してもらえましたが、令和7年1月より、税務行政のDX化の方針で、收受日付印の押なつがされなくなります。

收受日付印の押なつの廃止については税理士会はじめ多くの反対があり、適用開始時期が当初より1年延長されましたが、今年1月以降税務署に提出する紙の申告書や届出書について適用されます。

当面は希望者にのみ、日付や税務署名(業務センター名)が記載されたリーフレットが渡されますが、金融機関、住宅・自動車ローンの審査、奨学金の申請等の際に、今までと同じように押印に変わり信頼性の担保として代用できるか不安視されています。

またDXに対応できない国民がいる現状を無視したものであり、社会的なデジタル格差を広げる懸念があります。

4. 確定申告の期間について

今年の確定申告期間が変更になります。例年、申告期間は2月16日～3月15日となっていますが、2025年2月16日は日曜日、3月15日は土曜日となりますので、2024年分の申告期間は、2025年2月17日(月)～3月17日(月)の間となります。

〈確定申告書B 記入例〉

詳細な記載方法は、本紙2月5日号に同封の『月刊保団連 臨時増刊号 保険医の経営と税務 2025年版』巻末付録を参照ください。

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

令和7年3月15日 令和06年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2204

納税地 〒556-0021 個人番号 ※ 生年月日 3.50.12.08

現在の住所 大阪市浪速区幸町1-2-33 フリガナ ホケンイ タロウ

氏名 保険医太郎

職業 歯科医師 幸町歯科 保険医太郎 本人

〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 電話番号 06-6568-7731

収入金額等	事業等	46857880	課税される所得金額	11974000
	農業		上の③に対する税額	2415420
	不動産		配当控除	
所得金額等	給与	564850	政党等寄附金等特別控除	00
	公的年金等	55685	住宅耐震改修特別控除等	00
	雑業	55685	災害減免額	
	その他		再差引所得税額	2415420
	合計	150000	令和6年分の所得税額	900000
	事業等	15552814	令和6年分の復興特別所得税額	2325420
	農業		令和6年分の所得税及び復興特別所得税の額	48833
	不動産		外国税額控除等	
	配当		源泉徴収税額	1805629
	給与	14850	申告納税額	568600
	公的年金等		予定納税額	
	雑業	55685	第3期分の納める税金の税額	568600
	その他		修正前の第3期分の税額	
	合計	75000	第3期分の税額の増加額	00
	社会保険料控除	1081320	公的年金等以外の合計所得金額	
	小規模企業共済等控除	840000	配偶者の合計所得金額	
	生命保険料控除	1000000	専従者給与(控除)の合計額	4800000
	地震保険料控除	15000	青色申告特別控除額	100000
	寡婦、ひとり親控除	00000	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	5685
	勤労学生、障害者控除	00000	未納付の源泉徴収税額	
	配偶者(特別)控除	00000	本年分で差し引く繰越損失額	
	扶養控除	1010000	平均課税対象金額	
	基礎控除	480000	変動一時所得金額	
	③から②までの計	3526320	延納届出額	000
	雑損控除			
	医療費控除			
	寄附金控除	198000		
	合計	3724320		

令和06年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2304

住所 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名 ホケンイ タロウ 保険医太郎

所得の内訳	事業報酬	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355
	給与	大阪市教育委員会	564,850	39,589
	雑報酬	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685
	一時生命保険	〇〇生命	1,650,000	0
	合計		22,912,019	1,805,629

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	1,650,000	1,000,000	650,000

寄附金控除に関する事項	寄附先の名稱等	寄附金額
	〇〇県日本赤十字社	200,000

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
保険医次郎	※	子	14.10.1			特別	2
保険医三郎	※	子	18.4.10			特別	2

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額
保険医花子	※	妻	50.5.5	12カ月	歯科衛生士	4,800,000

住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少額配当等	非居住者の特別	配当割額	株式等譲渡所得割控除額	給与、公的年金等以外の所得割控除額	源泉徴収(特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

非課税所得など 8 所得 11,182,275

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入